



先行審査プラントの記載との比較表 (V-1-10-5 設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 (計測制御系統施設))

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>設工認に必要な設計の要求事項を, V-1-10-1 「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」 (以下「V-1-10-1」という。) の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す事項とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・図書名称等の差異 (図書名称及び読み込み表現の差異については, 本事項に代表して記載し, 以下備考欄の記載を省略する。)
		<p>工認プロジェクト (原子炉設備チーム, 計測制御チーム, 中央制御室チーム, 通信連絡設備チーム及び放射線管理チーム) は, V-1-10-1 の「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき, 設置許可基準規則, 安全審査指針, 技術基準規則, 旧技術基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして, 設計基準対象施設と重大事故等対処設備に係る機能ごとに「計測制御系統施設」を抽出するとともに, それらのうち号機間で共用する設備を明確にし, 工認プロジェクト (品質保証チーム) は, その抽出した結果をアウトプットとして様式-2 に整理した。</p> <p>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は, 工認プロジェクト (品質保証チーム) が取りまとめた様式-2について, V-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項が適切か, またこの要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点でレビューし, 承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織に係る体制の差異 (組織に係る体制の差異については, 本事項に代表して記載し, 以下備考欄の記載を省略する) ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は号機間共用する設備を様式-2 で整理している。) ・差異なし
		<p>工認プロジェクト (原子炉設備チーム, 計測制御チーム, 中央制御室チーム, 通信連絡設備チーム及び放射線管理チーム) は, V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計 1)」に基づき, 技術基準規則をインプットとして, 技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方及び技術基準規則の条文単位での適用を明確にし, 工認プロジェクト (品質保証チーム) は, その明確にした結果をアウトプットとして様式-3 に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


本資料のうち, 枠囲みの内容は, 他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (品質保証チーム)</u> は、様式-3 をインプットとして、条文と施設の関係を一覧に整理し、アウトプットとして様式-4 に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム, 計測制御チーム, 中央制御室チーム, 通信連絡設備チーム及び放射線管理チーム)</u> は、実用炉規則別表第二, 技術基準規則, 様式-2 及び様式-4 をインプットとして、抽出した機器に適用される技術基準規則の条項号及び条項号ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、<u>工認プロジェクト (品質保証チーム)</u> は、抽出した機器を実用炉規則別表第二の施設区分ごとに並び替えるとともに、<u>その整理した結果</u>をアウトプットとして<u>様式-5-1</u>に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム, 計測制御チーム, 中央制御室チーム, 通信連絡設備チーム及び放射線管理チーム)</u> は、設置許可基準規則, 技術基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして、V-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記した要求事項を満たすために必要な基本設計方針を策定し、<u>工認プロジェクト (品質保証チーム)</u> は、<u>その策定した結果</u>をアウトプットとして、各条文の設計の考え方を様式-6 に、要求事項との対比を明示した基本設計方針を様式-7 に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム, 計測制御チーム, 中央制御室チーム, 通信連絡設備チーム及び放射線管理チーム)</u> は、基本設計方針をインプットとして、既工認や他プラントの状況を参考にして、各機器の耐震重要度分類, 機器クラス, 兼用する際の登録の考え方及び適合性確認対象設備に必要な<u>設工認書類との関連を明確にし</u>、<u>工認プロジェクト (品質保証チーム)</u> は、<u>その明確にした結果</u>をアウトプットとして<u>様式-5-2</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 差異なし • 表現上の差異 • 資料構成の差異 (柏崎刈羽は、様式-5 を様式-5-1, 様式-5-2 として作成している。) • 表現上の差異 • インプットの差異 • 核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正に伴う、使用する用語の差異 (以下「新検査制度移行に伴う表現の差異」という。) • 表現上の差異 • 資料構成の差異 (柏崎刈羽は、様式-5 を様式-5-1, 様式-5-2 として作成して

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、<u>工認プロジェクト(品質保証チーム)</u>が取りまとめた、様式-3、様式-4、<u>様式-5-1</u>、<u>様式-5-2</u>、様式-6 及び様式-7 について、V-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項に対して、設計方針が抜けなく設定されているかの観点でレビューし、承認した。</p>	<p>いる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異 (柏崎刈羽は、様式-5 を様式-5-1、様式-5-2 として作成している。)
		<p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム、計測制御チーム、中央制御室チーム、通信連絡設備チーム及び放射線管理チーム)</u>は、様式-2 で抽出した機器に対し、詳細な検討が必要となる設計の要求事項を明記している<u>様式-5-1</u>、<u>様式-5-2</u> 及び基本設計方針をインプットとして、該当する条文の基本設計方針に対する適合性を確保するための詳細設計を実施し、<u>工認プロジェクト(品質保証チーム)</u>は、その<u>詳細設計の結果</u>をアウトプットとして様式-8 の「工認設計結果(要目表/設計方針)」欄に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、「運用要求」に分類した基本設計方針を取りまとめ、<u>保安管理グループマネージャ</u>に必要な検討を依頼した。</p> <p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、<u>工認プロジェクト(品質保証チーム)</u>が取りまとめた様式-8 の「工認設計結果(要目表/設計方針)」欄について、<u>V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」</u>で明記している<u>施設</u>ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行われているか、詳細な検討が必要な事項について設計が行われているかの<u>二つの観点</u>で<u>レビューし、承認</u>した。</p> <p>基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を、そ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異 (柏崎刈羽は、様式-5 を様式-5-1、様式-5-2 として作成している。) 表現上の差異 差異なし 資料構成の差異 (柏崎刈羽は、様式-8 の横軸を V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」で作成した施設ごとの基本設計方針としている。) 表現上の差異 (設計2 をレビュー・承認していることを明確に記載した。) 新検査制度移行に伴う表現の


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>の実績のレビュー、設計の体制及び外部との情報伝達に関する実施状況を含めて、以下の「1.」以降に示す。【 】は、設工認書類との関連)</p>	差異
		<p>1. 共通的に適用される設計 共通的に適用される設計項目に対する設計を、以下に示すとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第 4 条（設計基準対象施設の地盤）、第 49 条（重大事故等対処施設の地盤）の適合に必要な設計を V-1-10-4 「設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設」（以下「V-1-10-4」という。）の「2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤の設計」で実施した。 ・技術基準規則第 6 条（津波による損傷の防止）、第 51 条（津波による損傷の防止）の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「5. 津波による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第 7 条（外部からの衝撃による損傷の防止）の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「6. 自然現象等への配慮に関する設計」で実施した。 ・技術基準規則第 8 条（立ち入りの防止）の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「7. 立ち入りの防止に係る設計」で実施した。 ・技術基準規則第 9 条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「8. 不法な侵入等の防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第 10 条（急傾斜地の崩壊の防止）の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「3. 急傾斜地の崩壊の防止に関する設計」で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし ・差異なし ・表現上の差異 ・差異なし ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、「計測制御系統施設」として技術基準規則第 8 条に対する適合性を確認している。） ・差異なし ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、「計測制御系統施設」として技術基準規則第 10 条に対する適合性を確認してい

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p>・技術基準規則第 11 条 (火災による損傷の防止), 第 52 条 (火災による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「9. 火災による損傷の防止」で実施した。</p> <p>・技術基準規則第 12 条 (発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「10. 溢水による損傷防止設計」で実施した。</p> <p>・技術基準規則第 13 条 (安全避難通路等) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「13. 安全避難通路等に係る設計」及び「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。</p> <p>・技術基準規則第 57 条 (安全弁等) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「15. 安全弁等の設計」で実施した。</p> <p>・技術基準規則第 48 条 (準用), 第 78 条 (準用) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「18. 電気設備の設計」で実施した。</p>	<p>る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・差異なし ・差異なし ・差異なし ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、「計測制御系統施設」として技術基準規則第 48 条に対する適合性を確認している。)
		<p>2. 計測制御系統施設の兼用に関する設計</p> <p><u>2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認</u></p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は, 計測制御系統施設の設備の設計にあたって, 「2.1.1」及び「2.1.2」により施設・設備区分を整理し, 兼用する機能を確認したうえで, 計測制御系統施設の設備設計を「2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計」で実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (通信連絡設備チーム)</u> は, 計測制御系統施設のうち, 通信連絡設備の設計にあたって, 「2.1.2」により施設・設備区分を整理し, 兼用する機能を確認したうえで, 通信連絡設備の設備設計を「8. 通信連絡設備に関する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・設計方針の差異 (柏崎刈羽は, 通信連絡設備を緊急時対策所と兼用し, 計測制御系統施設を主登録としている。)

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>設計」で実施した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（計測制御チーム）は、計測制御系統施設のうち、可搬型計測器の設計にあたって、「2.1.2」により施設・設備区分を整理し、兼用する機能を確認したうえで、可搬型計測器の設備設計を「4. 計測装置の設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計方針の差異（柏崎刈羽は、可搬型計測器を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設と兼用し、計測制御系統施設を主登録としている。）
		<p><u>2.1.1 系統構成の明確化</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム及び計測制御チーム）は、V-1-10-1 の「第 5 図 主要な設備の設計」の「系統構成の明確化」に従い、様式-2、設置変更許可申請書及び基本設計方針をインプットとして、計測制御系統施設で設計を行う設備について、系統構成をそれぞれ明確にし、その結果をアウトプットとして設備ごとに必要な機能単位の系統図に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 項目番号の差異（項目番号の差異については、本事項に代表して記載し、以下備考欄の記載を省略する。） 新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p><u>2.1.2 兼用する機能の確認</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム及び計測制御チーム）は、V-1-10-1 の「第 5 図 主要な設備の設計」の「兼用する機能の確認」に従い、様式-5-2 をインプットとして、計測制御系統施設が主登録となる機器について兼用する施設・設備区分を確認したうえで、様式-2 及び様式-5-1 をインプットとして<u>関連</u>する技術基準規則の条文及び兼用する機能を確認し、その結果をアウトプットとして機器ごとに必要な設定根拠の「(概要)」部分に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度移行に伴う表現の差異 資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-5 を様式-5-1、様式-5-2 として作成している。）
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異（「2.1」で設計


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>炉設備チーム及び計測制御チーム) が取りまとめたこれらの設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<p>の区切りとなるため、承認プロセスを記載。)</p>
		<p><u>【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</u></p>	<p>・表現上の差異 (「2.1」で設計の区切りとなるため、アウトプットを記載。)</p>
		<p>2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 <u>工認プロジェクト (計測制御チーム) は、複数の機能を兼用する機器を含む以下の設備について、「2.2.1」及び「2.2.2」に示すとおり設計を実施した。</u></p> <p>① ほう酸水注入系</p> <p>② 計測装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>残留熱除去系系統流量</u> ・<u>復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)</u> <p>③ 制御用空気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高圧窒素ガス供給系</u> 	<p>・表現上の差異</p> <p>・設備構成の差異</p>
		<p>2.2.1 兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計 <u>柏崎刈羽原子力発電所第二保全部計測制御グループマネージャは、様式-2 及び設備図書をインプットとして、計測制御系統施設の設備を抽出し、その設置場所についてリストにまとめた。</u></p> <p><u>柏崎刈羽原子力発電所第二保全部計測制御グループマネージャは、計測制御系統施設の設備について、設置場所に相違がないことを確認するため、設置場所をまとめたリストをインプットとしてワークダウンを実施し、相違がないことを確認して設置場所を実施報告書にまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、設工認に必要な設計を行うための仕様書を作成し、V-1-10-1 の「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく調達管理を実施した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は、供給者に対</u></p>	<p>・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計についてワークダウンを行っている。)</p> <p>・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計についてワークダウンを行っている。)</p> <p>・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。)</p> <p>・設計プロセスの差異 (柏崎刈</p>


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>し、兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計の実施を要求した。</u></p>	<p>羽は、本設計について調達を行っている。)</p>
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム) 又は供給者は、V-1-10-1 の「第 5 図 主要な設備の設計」の「機器の仕様等に関する設計」に従い、「2.1.1 系統構成の明確化」で取りまとめた「機能単位の系統図」,「2.1.2 兼用する機能の確認」で取りまとめた「設定根拠の「概要」部分」, 設備図書及びウォークダウンの実施報告書をインプットとして、計測制御系統施設が主登録となる機器について兼用する機能ごとの使用条件を集約したうえで、仕様等に関する設計を実施し、設定根拠に取りまとめた。その結果を基に、機器が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、アウトプットとして機器ごとに必要な設備仕様、設定根拠、配置図及び構造図に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。) ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・表現上の差異 ・インプットの差異
		<p><u>供給者は、工認プロジェクト (原子炉設備チーム) により基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして業務報告書を作成し、当社に提出した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。)
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (原子炉設備チーム) の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。)
		<p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は、基本設計方針、業務報告書をインプットとして、機能を兼用する機器を含む設備の仕様等を決定するための設計が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。)
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (原子炉設備チーム及び計測制御チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (承認プロセスの記載箇所が異なる。)
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、計測制御系統施設に係る設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		び独立性並びに位置的分散」, 「悪影響防止等」, 「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。	
		【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【機器の配置を明示した図面】【構造図】	・差異なし
		2.2.2 各機器固有の設計	・差異なし
		(1) 設備共通の設計 a. 耐震評価 <u>工認プロジェクト(耐震チーム, 原子炉設備チーム及び計測制御チーム)</u> は, 計測制御系統施設が主登録となる機器の耐震評価をV-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。	・差異なし
		b. 強度評価 <u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u> は, 計測制御系統施設が主登録となる機器の強度評価をV-1-10-4 の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。	・差異なし
		(2) ほう酸水注入系への電源供給に関する設計 <u>工認プロジェクト(電源設備チーム)</u> は, ほう酸水注入系の電源について, 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能となる設計をV-1-10-9「 <u>設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 非常用電源設備</u> 」(以下「V-1-10-9」という。)の「2.1 非常用発電装置」で実施した。	・記載箇所の差異(柏崎刈羽は, 「非常用電源設備」の様式-1にて記載する。)

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の差異 (柏崎刈羽は、「非常用電源設備」の様式-1にて記載する。)
		<p><u>2.3 機能を兼用する機器を含む計測制御系統施設の系統図に関する取りまとめ</u></p> <p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム及び計測制御チーム) は、主登録となる施設の「系統構成の明確化」で取りまとめた機能単位の系統図、様式-2、<u>様式-5-1 及び様式-5-2</u>をインプットとして、機能を兼用する機器を含む計測制御系統施設の系統構成及び兼用する施設・設備区分を明確にし、計測制御系統施設の系統図に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (原子炉設備チーム及び計測制御チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異 資料構成の差異 (柏崎刈羽は、様式-5 を様式-5-1、様式-5-2 として作成している。) 表現上の差異
		<p>【計測制御系統施設に係る系統図】</p> <p><u>3. ほう酸水注入系に係る設計</u></p> <p><u>3.1 設備仕様に係る設計</u></p> <p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は、「2.2.1 兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、供給者に対し、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の仕様及び構造に係る設計の実施を要求した。</u></p> <p><u>供給者は、工認プロジェクト (原子炉設備チーム) からの要求を受けて、基本設計方針、設備図書及び既工認をインプットとして、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の仕様及び構造に係る設計を実施し、工認プロジェクト (原子炉設備チーム) により基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして設備仕様、設定根拠及び構造図に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異 記載方針の差異 (柏崎刈羽は、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の設計について記載している。) 記載方針の差異 (柏崎刈羽は、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の設計について記載している。)


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、業務報告書をインプットとして、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の仕様及び構造が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様、設定根拠及び構造図に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、設備図書をインプットとして、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器を含む系統構成を確認し、その結果をアウトプットとして、系統図に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器に係る設計のうち、健全性に係る「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の設計について記載している。） ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の設計について記載している。） ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の設計について記載している。） ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の設計について記載している。） ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の設計について記載している。）
		<p><u>3.2 各機器固有の設計</u></p> <p><u>3.2.1 耐震評価</u></p> <p><u>工認プロジェクト（耐震チーム及び原子炉設備チーム）は、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の設計について記載している。）
		<p><u>3.2.2 強度評価</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の設計について記載している。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>【要目表】 【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【計測制御系統施設に係る系統図】 【構造図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異（柏崎刈羽は、ほう酸水注入系のうち兼用としない機器の設計について記載している。）
		<p>4. 計測装置の設計 4.1 重大事故等対処設備に関する計測装置の設計 工認プロジェクト（計測制御チーム） は、様式-2 で抽出した炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ（以下「パラメータ」という。）の計測装置について、以下に示すとおり設計を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		<p>4.1.1 設備仕様に係る設計 (1) 計測装置の計測範囲に関する設計 a. 計測装置の計測範囲に係る基本的な考え方の作成 工認プロジェクト（計測制御チーム） は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、計測装置の計測範囲に係る基本的な考え方を定め、その結果をアウトプットとして計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異（アウトプットの明記）
		<p>b. 計測装置（可搬型計測器を除く）の計測範囲 工認プロジェクト（計測制御チーム） は、基本設計方針、計測装置の計測範囲に係る基本的な考え方、設置変更許可時の設計資料及び設備図書をインプットとして、計測装置（可搬型計測器を除く）の計測範囲を定めるため、プラントの状態と予想変動範囲を踏まえ、パラメータごとの計測範囲の考え方を表にまとめた。</p> <p>工認プロジェクト（計測制御チーム） は、パラメータごとの計測範囲の考え方をまとめた表、既工認、設置変更許可時の設計資料、設備図書及び「2.2.1 兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計」で取りまとめたウォークダウンの実施報告書をインプットとして、各計測装置（可搬型計測器を除く）が、計測範囲の考え方を満たす計測範囲であることを確認し、その結果をアウトプットとして設備仕様、原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する設計資料、計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし インプットの差異 資料構成の差異 表現上の差異（アウトプットの明記）

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>作範囲</u>に関する設計資料に取りまとめた。</p>	
		<p><u>c.</u> 可搬型計測器の測定範囲 <u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、基本設計方針、計測装置の計測範囲に係る基本的な考え方、「<u>b.</u> 計測装置 (可搬型計測器を除く) の計測範囲」で設計した結果及び<u>設備図書</u>をインプットとして、重大事故等が発生し、「<u>b.</u> 計測装置 (可搬型計測器を除く) の計測範囲」で設計した計測装置のうち直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合に使用する可搬型計測器の測定範囲をパラメータごとに明確にし、表にまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・設備構成の差異 (可搬型計器の測定範囲が異なる。)
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、可搬型計測器の測定範囲をパラメータごとにまとめた表をインプットとして、可搬型計測器が、表にまとめた測定範囲を満たすことを確認し、その結果をアウトプットとして計測装置の<u>構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲</u>に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p><u>(2)</u> 計測結果の表示、記録及び保存に関する設計 <u>a.</u> 計測結果の指示又は表示 <u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、基本設計方針、「<u>(1)b.</u> 計測装置 (可搬型計測器を除く) の計測範囲」で設計した結果をインプットとして、計測装置 (可搬型計測器を除く) の計測結果の指示又は表示に関する詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして<u>計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、詳細設計方針、<u>設置変更許可時の設計資料</u>及び<u>設備図書</u>をインプットとして、計測装置 (可搬型計測器を除く) の計測結果の指示又は表示に関する構成が詳細設計方針の要求を満たしていることを確認した。その結果を計測装置の計測結果の指示又は表示に関する表にまとめ、アウトプットとして<u>計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>b. 計測結果の記録及び保存</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、基本設計方針、「(1) 計測装置の計測範囲に関する設計」で設計した結果及び設備図書をインプットとして、重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存に関する詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、詳細設計方針及び「(1) 計測装置の計測範囲に関する設計」で設計した結果をインプットとして、重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存の仕様が詳細設計方針の要求を満たしていることを確認した。その結果を計測装置の計測結果の記録及び保存に関する表にまとめ、アウトプットとして計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p>(3) 計測装置の構成の設計</p> <p>a. 計測装置 (可搬型計測器を除く) の構成</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、基本設計方針、「2.2.1 兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計」で取りまとめたウォークダウンの実施報告書、「(1)b. 計測装置 (可搬型計測器を除く) の計測範囲」で設計した結果、「(2) 計測結果の表示、記録及び保存に関する設計」で設計した結果、設置変更許可時の設計資料及び設備図書をインプットとして、計測装置 (可搬型計測器を除く) の検出器から計測結果の指示又は表示及び記録に至るシステム構成が基本設計方針の要求を満たしていることを確認したうえで、システム構成を設計基準対象施設も含めブロック図で明確にし、その結果を概略構成図にまとめ、アウトプットとして原子炉格納施設の酸素濃度低減性能に関する設計資料、計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料、配置図及び系統図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p>b. 可搬型計測器の構成</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、基本設計方針、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプット

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>「(1)c. 可搬型計測器の測定範囲」で設計した結果、 「(2)b. 計測結果の記録及び保存」で設計した結果及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、可搬型計測器が測定対象パラメータの検出器に接続できるシステム構成であることを確認し、その結果をアウトプットとして計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<p>の明記)</p>
		<p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト(計測制御チーム)が「(1)」～「(3)」で取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、重大事故等対処設備に関する計測装置の設計のうち健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>4.1.2 各機器固有の設計 (1) 耐震評価 工認プロジェクト(耐震チーム及び計測制御チーム)は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>(2) 電源給電に関する設計 工認プロジェクト(原子炉設備チーム及び計測制御チーム)は、基本設計方針をインプットとして、格納容器内酸素濃度、格納容器内水素濃度、格納容器内水素濃度(SA)、原子炉建屋水素濃度、フィルタ装置水素濃度及び静的触媒式水素再結合器動作監視装置に、ディーゼル発電機からの給電に加えて代替電源設備からの給電が可能な設計とする詳細設計方針を定めた。</p>	<p>・設備構成の差異 ・表現上の差異(取りまとめは後段で記載)</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム及び計測制御チーム)</u> は、詳細設計方針及びV-1-10-9 の「2.1 非常用発電装置」において設計した結果をインプットとして、<u>格納容器内酸素濃度、格納容器内水素濃度、格納容器内水素濃度 (SA)、原子炉建屋水素濃度、フィルタ装置水素濃度及び静的触媒式水素再結合器動作監視装置の電源</u>が詳細設計方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、<u>原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する設計資料、計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・差異なし
		<p>4.2 設計基準対象施設に関する計測装置の設計</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存について、以下に示すとおり設計を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (同様な記載箇所の表現に合わせた。)
		<p>(1) 計測結果の記録及び保存</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、基本設計方針をインプットとして、設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存について詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして<u>計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、詳細設計方針、<u>設置変更許可時の設計資料及び設備図書</u>をインプットとして、設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存の様子が詳細設計方針の要求を満たしていることを確認した。その結果を計測装置の計測結果の記録及び保存に関する表にまとめ、アウトプットとして<u>計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		た。	
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【計測装置の検出器の取付位置を明示した図面】【原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書】【計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】【計測制御系統図】【構造図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異
		<p>5. 原子炉格納容器内の水素濃度計測に関する設計</p> <p>工認プロジェクト (計測制御チーム) は、様式-2 で抽出した格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度を計測する場合に使用する原子炉格納容器内の雰囲気ガスをサンプリングする設備に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異
		<p>5.1 設備仕様に係る設計</p> <p>工認プロジェクト (計測制御チーム) は、「2.2.1 兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、供給者に対し、原子炉格納容器内の雰囲気ガスをサンプリングする設備の仕様に係る設計の実施を要求した。</p> <p>供給者は、工認プロジェクト (計測制御チーム) からの要求を受けて、基本設計方針、設備図書及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、原子炉格納容器内の雰囲気ガスをサンプリングする設備の仕様に係る設計を実施し、工認プロジェクト (計測制御チーム) により基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について 2.2.1 で行った調達で実施している。) 設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。) インプットの差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（計測制御チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p>	<p>・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。）</p>
		<p><u>工認プロジェクト（計測制御チーム）は、設備図書及び業務報告書をインプットとして、原子炉格納容器内の雰囲気ガスをサンプリングする設備の仕様が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</u></p>	<p>・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。）</p>
		<p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、原子炉格納容器内の雰囲気ガスをサンプリングする設備が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の酸素濃度低減性能に関する設計資料に取りまとめた。</u></p>	<p>・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。）</p>
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム及び計測制御チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<p>・差異なし</p>
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、原子炉格納容器内の雰囲気ガスをサンプリングする設備の設計うち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<p>・差異なし</p>
		<p>5.2 各機器固有の設計 5.2.1 耐震評価 <u>工認プロジェクト（耐震チーム）は、耐震評価をV-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<p>・差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>【基本設計方針機器】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【原子炉格納施設の酸素濃度低減性能に関する説明書】</p>	<p>・資料構成の差異</p>
		<p>6. 安全保護装置の不正アクセス行為等による被害の防止 工認プロジェクト（計測制御チーム） は、様式-2 で抽出した安全保護装置の不正アクセス防止の設計を以下のとおり実施した。</p>	<p>・表現上の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、<u>設置変更許可時の設計資料</u>、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止に関する詳細設計方針を<u>以下の 6 項目に</u>定め、その結果をアウトプットとして<u>計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部ネットワークと物理的な分離 外部ネットワークと機能的な分離 <u>コンピュータウイルスが動作しない環境</u> 物理的及び電氣的アクセスの制限 <u>システムの導入段階、更新段階又は試験段階で承認されていない動作や変更を防ぐ対策</u> 有線又は無線による外部ネットワークからの遠隔操作の防止及びウイルス等の侵入防止 <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、安全保護装置が詳細設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめた。</p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> インプットの差異 表現上の差異 (アウトプットの明記) 設備構成の差異 (柏崎刈羽の安全保護装置はデジタルのみである。) 表現上の差異 (説明書の記載に合わせた。) 差異なし 差異なし
		<p>【計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		<p>7. 工学的安全施設等の設計</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、様式-2 で抽出した緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界に移行するための設備及び原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設計を以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設備構成の差異
		<p>7.1 設備仕様に係る設計</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設備構成の差異


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>7.1.1 ATWS 緩和設備に関する設計</u></p> <p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は、「2.2.1 兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、供給者に対し、ATWS 緩和設備である代替制御棒挿入機能に係る設備の仕様及び配置に係る設計の実施を要求した。</u></p> <p><u>供給者は、工認プロジェクト (原子炉設備チーム) からの要求を受けて、既工認、設置変更許可申請書、基本設計方針、設備図書及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、ATWS 緩和設備である代替制御棒挿入機能に係る設備の仕様及び配置に係る設計を実施し、工認プロジェクト (原子炉設備チーム) により基本設計方針を満たす設計となっていることを確認を受け、アウトプットとして設備仕様、設定根拠及び配置図に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (原子炉設備チーム) の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は、業務報告書をインプットとして、ATWS 緩和設備である代替制御棒挿入機能に係る設備の仕様及び配置が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様、設定根拠及び配置図に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム) は、設置変更許可時の設計資料、設備図書及び基本設計方針をインプットとして、ATWS 緩和設備である代替制御棒挿入機能及び代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能に関する詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして工学的安全施設等の起動 (作</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について 2.2.1 で行った調達で実施している。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。) ・インプットの差異 ・設備名称の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>動) 信号の設定値の根拠に関する設計資料及び発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム及び計測制御チーム)</u> は、詳細設計方針、<u>既工認、設置変更許可時の設計資料、設備図書及び「2.2.1 兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計」</u>で取りまとめた<u>ウォークダウンの実施報告書</u>をインプットとして、ATWS 緩和設備における緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための論理回路が詳細設計方針の要求を満たしていることを確認した。その結果をアウトプットとして、<u>設備仕様、設定根拠、工学的安全施設等の起動 (作動) 信号の設定値の根拠に関する設計資料、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する設計資料、配置図、系統図及び構造図</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p><u>7.1.2 代替自動減圧機能に関する設計</u></p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、設置変更許可時の設計資料、<u>設備図書及び基本設計方針</u>をインプットとして、<u>代替自動減圧機能に関する詳細設計方針</u>を定め、その結果をアウトプットとして<u>工学的安全施設等の起動 (作動) 信号の設定値の根拠に関する設計資料及び発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、詳細設計方針、<u>既工認、設置変更許可時の設計資料、設備図書及び「2.2.1 兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計」</u>で取りまとめた<u>ウォークダウンの実施報告書</u>をインプットとして、<u>代替自動減圧機能</u>における原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための論理回路が詳細設計方針の要求を満たしていることを確認した。その結果をアウトプットとして、<u>設備仕様、設定根拠、工学的安全施設等の起動 (作動) 信号の設定値の根拠に関する設計資料、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する設計資料及び系統図</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機能名称の差異 ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・インプットの差異 ・機能名称の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p>7.1.3 自動減圧阻止機能に関する設計</p> <p>工認プロジェクト(計測制御チーム)は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、自動減圧阻止機能に関する詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして論理回路図、設備仕様及び発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト(計測制御チーム)は、既工認、詳細設計方針、設置変更許可時の設計資料及び設備図書をインプットとして、自動減圧系の起動阻止スイッチにより自動減圧系及び代替自動減圧機能による自動減圧を阻止するための論理回路が詳細設計方針の要求を満たしていることを確認した。その結果をアウトプットとして、設備仕様、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する設計資料及び系統図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機能名称の差異 インプットの差異 表現上の差異(アウトプットの明記) インプットの差異 機能名称の差異 表現上の差異(アウトプットの明記)
		<p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト(計測制御チーム)が「7.1.1 ATWS 緩和設備に関する設計」～「7.1.3 自動減圧阻止機能に関する設計」で取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		<p>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界に移行するための設備及び原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設計のうち健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設備構成の差異
		<p>7.2 各機器固有の設計</p> <p>7.2.1 耐震評価</p> <p>工認プロジェクト(耐震チーム)は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【工</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>学的安全施設等の起動（作動）信号の設定値の根拠に関する説明書】【工学的安全施設等の起動（作動）信号の起動（作動）回路の説明図】【発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書】【計測制御系統施設に係る機器の配置を明示した図面】【計測制御系統図】【構造図】</p>	
		<p>8. 通信連絡設備に関する設計 <u>工認プロジェクト（通信連絡設備チーム）</u> は、様式-2 で抽出した原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等時に必要な通信連絡設備（発電所内・外）に関する設計を以下のとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>8.1 設備仕様に係る設計 8.1.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設計 <u>工認プロジェクト（通信連絡設備チーム）</u> は、基本設計方針、設備図書、「11.2.5 通信連絡」において<u>定めた</u>詳細設計方針、V-1-10-16「<u>設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 緊急時対策所</u>」（以下「V-1-10-16」という。）の「3.2 情報の把握に関する設計」において<u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）</u> が設計した結果をインプットとして、中央制御室等から原子炉建屋等の建屋内外各所の人へ連絡できる設備及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（<u>対策本部・高気密室</u>）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備としての通信連絡設備（発電所内）の設置に関する詳細設計方針をまとめ、アウトプットとして<u>通信連絡設備に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト（通信連絡設備チーム）</u> は、通信連絡設備（発電所内）の設置に関する詳細設計方針、<u>設置変更許可時の設計資料</u>、V-1-10-9 の「2.1 非常用発電装置」及びV-1-10-9 の「2.2 電力貯蔵装置」において<u>工認プロジェクト（電源設備チーム）</u> が設計した結果をインプットとして、通信連絡設備（発電所内）に非常用所内電源又は無停電電源から給電できる設計であること及び重大事故等時に必要な通信連絡設備（発電所内）に代替電源設備から給電できる設計であることを確認し、<u>通信連絡設備の電源概略構成図にまと</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・表現上の差異（アウトプットの明記） ・インプットの差異 ・表現上の差異（アウトプットの明記）

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>め</u>, アウトプットとして通信連絡設備に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (通信連絡設備チーム)</u> は, 通信連絡設備 (発電所内) の設置に関する詳細設計方針をインプットとして, 通信連絡設備 (発電所内) のうち警報装置, <u>所内通信連絡設備 (発電所内)</u> 及び<u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u> に関する各設備の具体的な設計を以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・設備構成の差異
		<p><u>(1) 警報装置</u></p> <p><u>工認プロジェクト (通信連絡設備チーム)</u> は, 通信連絡設備 (発電所内) の設置に関する詳細設計方針及び設備図書をインプットとして, 警報装置としての送受話器 (ページング) (<u>警報装置</u>) の仕様及び現場の配置状況が通信連絡設備 (発電所内) の設置に関する詳細設計方針を満足することを確認し, <u>アウトプットとして通信連絡設備に関する設計資料及び配置図</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p><u>(2) 所内通信連絡設備</u></p> <p><u>工認プロジェクト (通信連絡設備チーム)</u> は, 通信連絡設備 (発電所内) の設置に関する詳細設計方針, <u>設置変更許可時の設計資料</u>及び設備図書をインプットとして, <u>所内通信連絡設備</u>としての送受話器 (ページング), 電力保安通信用電話設備 (<u>固定電話機, PHS 端末及び FAX</u>), <u>衛星電話設備 (常設)</u>, <u>衛星電話設備 (可搬型)</u>, <u>無線連絡設備 (常設)</u>, <u>無線電話設備 (可搬型)</u>, <u>携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機)</u>, <u>衛星電話設備及び 5 号機屋外緊急連絡用インターフォン (インターフォン)</u> の仕様並びに現場の配置状況が通信連絡設備 (発電所内) の設置に関する詳細設計方針を満足することを確認し, <u>アウトプットとして通信連絡設備に関する設計資料及び配置図</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・インプットの差異 ・設備構成の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>(3) 安全パラメータ表示システム (SPDS) 工認プロジェクト (通信連絡設備チーム) は、通信連絡設備 (発電所内) の設置に関する詳細設計方針、設置変更許可及び設備図書をインプットとして、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備としての安全パラメータ表示システム (SPDS) の仕様及び現場の配置状況が通信連絡設備 (発電所内) の設置に関する詳細設計方針を満足することを確認し、アウトプットとして通信連絡設備に関する設計資料及び配置図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (柏崎刈羽は、「安全パラメータ表示システム (SPDS) の通信種別名称である「データ伝送設備 (発電所内)」を設置許可より定義していないため) ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (通信連絡設備チーム)が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等時に必要な通信連絡設備に関する設計のうち健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (脱字の修正)
		<p>8.1.2 通信連絡設備 (発電所外) に関する設計 工認プロジェクト (通信連絡設備チーム) は、基本設計方針、設備図書、V-1-10-16 の「3.2 情報の把握に関する設計」及びV-1-10-16 の「3.3 通信連絡に関する設計」において設計した結果をインプットとして、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ通信連絡できる設備及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できる設備として、通信連絡設備 (発電所外) の設置に関する詳細設計方針をまとめ、アウトプットとして通信連絡設備に関する設計資料に取</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (説明書の記載に合わせた。) ・表現上の差異 (アウトプットの明記)


青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト (通信連絡設備チーム) は、通信連絡設備 (発電所外) の設置に関する詳細設計方針、設置変更許可時の設計資料、V-1-10-9 の「2.1 非常用発電装置」及び V-1-10-9 の「2.2 電力貯蔵装置」において工認プロジェクト (電源設備チーム) が設計した結果をインプットとして、通信連絡設備 (発電所外) に非常用所内電源又は無停電電源から給電できる設計であること及び重大事故等時に必要な、通信連絡設備 (発電所外) に代替電源設備から給電できる設計であることを確認し、通信連絡設備の電源概略構成図にまとめ、アウトプットとして通信連絡設備に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト (通信連絡設備チーム) は、通信連絡設備 (発電所外) の設置に関する詳細設計方針をインプットとして、通信連絡設備 (発電所外) のうち所外通信連絡設備及びデータ伝送設備に関する各設備の具体的な設計を以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 (同様な記載箇所の表現に合わせた。) ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・設備名称の差異
		<p>(1) 通信設備 (発電所外)</p> <p>工認プロジェクト (通信連絡設備チーム) は、通信連絡設備 (発電所外) の設置に関する詳細設計方針、設置変更許可時の設計資料及び設備図書をインプットとして、所外通信連絡設備としての電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末及び FAX)、テレビ会議システム (テレビ会議システム (社内向))、専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体向))、衛星電話設備 (社内向) (テレビ会議システム (社内向) 及び衛星社内電話機)、衛星電話設備 (常設)、衛星電話設備 (可搬型) 及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機及び IP-FAX) の仕様が通信連絡設備 (発電所外) の設置に関する詳細設計方針を満足することを確認し、アウトプットとして通信連絡設備に関する設計資料及び配置図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・設備名称の差異 ・設備構成の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)


青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>(2) データ伝送設備</p> <p><u>工認プロジェクト (通信連絡設備チーム)</u> は、通信連絡設備 (発電所外) の設置に関する詳細設計方針、<u>設置変更許可時の設計資料</u>及び設備図書をインプットとして、<u>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できる設備</u>としてのデータ伝送設備の仕様及び現場の配置状況が通信連絡設備 (発電所外) の設置に関する詳細設計方針を満足していることを確認し、<u>アウトプットとして通信連絡設備に関する設計資料及び配置図</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、緊急時対策支援システム (ERSS) 及び本社へのデータ伝送においてデータ伝送設備を使用している。) ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (通信連絡設備チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u> は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等時に必要な通信連絡設備に関する設計のうち健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p>8.2 各機器固有の設計</p> <p>8.2.1 耐震評価</p> <p><u>工認プロジェクト (耐震チーム及び通信連絡設備チーム)</u> は、耐震評価をV-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>【通信連絡設備に関する説明書】【通信連絡設備の取付箇所を明示した図面】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>9. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>計</p> <p>工認プロジェクト (計測制御チーム) は、様式-2 で抽出した原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な逃がし安全弁 (自動減圧機能) に高圧窒素ポンベから窒素を供給し、弁を作動させる設備の設計を以下のとおり実施した。</p>	
		<p>9.1 設備仕様に係る設計</p> <p>工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は、「2.2.1 兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、供給者に対し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の配置及び構造に係る設計の実施を要求した。</p> <p>供給者は、工認プロジェクト (原子炉設備チーム) からの要求を受けて、基本設計方針、設備図書及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の配置及び構造に係る設計を実施し、工認プロジェクト (原子炉設備チーム) により基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして配置図及び構造図に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について 2.2.1 で行った調達で実施している。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について 2.2.1 で行った調達で実施している。また、調達で要求した内容が異なる。) ・表現上の差異 (同様な記載箇所の表現に合わせた。) ・設計プロセスの差異 (調達で要求した内容が異なる。) ・資料構成の差異 ・設計プロセスの差異 (調達で要求した内容が異なる。) ・表現上の差異 (前段で記載)

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異
		<p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、設備図書及び業務報告書をインプットとして、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の<u>設備仕様、配置及び構造</u>が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、<u>設備仕様、設定根拠、配置図及び構造図</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> インプットの差異 表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、<u>設備図書をインプットとして、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の系統構成に係る設計を実施し、その結果をアウトプットとして系統図に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異 (本設計について自社による設計がある。)
		<p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト(計測制御チーム)</u>が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		<p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に必要な設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		<p>9.2 各機器固有の設計 9.2.1 耐震評価 <u>工認プロジェクト(耐震チーム及び原子炉設備チーム)</u>は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		<p>9.2.2 強度評価 <u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム及び計測制御チーム)</u>は、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		設計」で実施した。	
		<p>9.2.3 逃がし安全弁への電源供給に関する設計</p> <p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム）は、逃がし安全弁への電源供給に関する設計について、V-1-10-9 の「2.1 非常用発電装置」及び「2.2 電力貯蔵装置」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の差異（本設計について「非常用電源設備」に記載） 記載箇所の差異（本設計について「非常用電源設備」に記載） 記載箇所の差異（本設計について「非常用電源設備」に記載）
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【計測制御系統施設に係る機器の配置を明示した図面】【計測制御系統図】【構造図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。


玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p><u>10. 設備の共用</u> <u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、計装用圧縮空気系及び通信連絡設備の「悪影響防止等」の設計について、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」により設計を実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、「計測制御系統施設」として号機間共用する設備を有している。)</p>
<p><u>11. 中央制御室の機能の設計</u> <u>工認プロジェクト (計測制御チーム、中央制御室チーム及び放射線管理チーム) は、様式-2で抽出した中央制御室に関して、中央制御室の共用の設計、中央制御盤等の設計、外部状況把握の設計、居住性の確保の設計、通信連絡の設計及び有毒ガスに対する防護措置に関する設計を以下のとおり実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異 (共用及び有毒ガスに対する防護措置について記載を追加)</p>		
<p><u>11.1 中央制御室機能仕様の作成</u> <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、様式-7をインプットとして、中央制御室に必要な機能の基本方針を整理し、その結果をアウトプットとして、中央制御室機能仕様として取りまとめた。</u></p>	<p>・差異なし</p>		

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>11.2 中央制御室の機能の設計</u></p> <p><u>11.2.1 中央制御室の共用</u></p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、中央制御室機能仕様及び設備図書をインプットとして、中央制御室の共用に関する設計に係る詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、詳細設計方針及び設備図書をインプットとして、中央制御室の共用の設計が詳細設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、中央制御室の共用に必要な設計のうち、健全性に係る「悪影響防止」の設計を V-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (共用の設計について記載) ・設備構成の差異 (共用の設計について記載) ・設備構成の差異 (共用の設計について記載)
		<p><u>11.2.2 中央制御盤等</u></p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、中央制御盤等に必要な機能の設計について、以下のとおり設計した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p><u>(1) 中央制御盤の構成</u></p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、中央制御室機能仕様及び設備図書をインプットとして、中央制御盤の構成に関する設計に係る詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、詳細設計方針及び設備図書をインプットとして、中央制御盤の構成を設備図書で明確にしたうえで、プラント起動/停止やトリップ等に関する監視及び操作に必要な機能を整理し、中央制御盤を構成する盤の仕様が詳細設計方針の要求を満たしている</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・表現上の差異 (アウトプットの明記)

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>ことを確認し、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	
		<p>(2) 誤操作防止 工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、中央制御室機能仕様及び設備図書をインプットとして、誤操作防止に関する詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、詳細設計方針及び設備図書をインプットとして、誤操作防止に必要な対策を整理し、中央制御盤等の誤操作防止措置が詳細設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p>(3) 試験及び検査 工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、中央制御室機能仕様及び設備図書をインプットとして、試験及び検査に関する詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、詳細設計方針及び設備図書をインプットとして、試験及び検査に関する中央制御盤等の設備が詳細設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、中央制御盤等に関する設計のうち健全性に係る「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・表現上の差異 (脱字の修正)
		<p>(4) 信頼性 工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、中央制御室機能仕様及び設備図書をインプットとして、信頼性に関する詳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記)

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、詳細設計方針及び設備図書をインプットとして、信頼性に関する中央制御盤等に必要な警報機能を整理し、詳細設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p>11.2.3 外部状況把握</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、中央制御室機能仕様及び設備図書をインプットとして、外部状況把握に関する詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、詳細設計方針及び設備図書をインプットとして、発電用原子炉施設の外部状況を把握するために必要な機能を整理して表にまとめ、それをアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム, 計測制御チーム及び放射線管理チーム) は、外部状況の把握に必要な機能を整理した表、設備図書及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、外部状況の把握に必要な監視カメラ、気象観測装置及び公的機関から地震等の情報を入手する設備が詳細設計方針の要求を満たすことを確認し、アウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料、配置図及び構造図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p>11.2.4 居住性の確保</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、居住性の確保の設計に必要な方針の策定又は設備の設計を以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (同様な記載箇所の表現に合わせた。)
		<p>(1) 換気設備</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、中央制御室機能仕様をインプットとして、運転員を被ばくから防護する中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>中央制御室の換気設備に必要な詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	
		<p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、詳細設計方針をインプットとして、中央制御室の換気設備に係る設計を V-1-10-7「設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画放射線管理施設」(以下「V-1-10-7」という。)の「10.1 中央制御室」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、V-1-10-7 の「10.1 中央制御室」及びV-1-10-7 の「11. 中央制御室待避室に関する設計」において取りまとめた設計資料をインプットとして、中央制御室の換気設備に関する設計が詳細設計方針の要求を満たしていることを確認したうえで、アウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p>(2) 生体遮蔽装置 工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム) は、中央制御室機能仕様をインプットとして、設計基準事故時及び重大事故等時において中央制御室にとどまるために必要な遮蔽の詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム) は、中央制御室の生体遮蔽装置に必要な設計を V-1-10-7 の「10.1.2(2) 生体遮蔽装置」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム) は、V-1-10-7 の「10.1.2(2) 生体遮蔽装置」において取りまとめた設計資料をインプットとして、中央制御室の生体遮蔽装置が詳細設計方針の要求を満たしていることを確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記)

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>したうえで、アウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に<u>取り</u>まとめた。</p>	
		<p>(3) 照明 工認プロジェクト (中央制御室チーム及び建築チーム) は、中央制御室機能仕様及び設備図書をインプットとして、照明に関する詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト (建築チーム) は、中央制御室の照明に係る設計を V-1-10-4 の「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。</p> <p>工認プロジェクト (建築チーム) は、V-1-10-4 の「14. 非常用照明に係る設計」において取りまとめた設計資料をインプットとして、中央制御室の照明設備が詳細設計方針の要求を満たしていることを確認したうえで、アウトプットとして非常用照明に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・差異なし ・資料構成の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p>(4) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、中央制御室機能仕様及び設備図書をインプットとして、酸素濃度・二酸化炭素濃度計に関する詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、詳細設計方針及び設備図書をインプットとして、酸素濃度・二酸化炭素濃度計について、活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう設備に要求される仕様を定め、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、一体型の酸素濃度・二酸化炭素濃度計を使用している。) ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、一体型の酸素濃度・二酸化炭素濃度計を使用している。) ・表現上の差異 (アウトプットの明記)

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、設備に要求される仕様をインプットとして、詳細設計方針の要求のとおり汎用品の仕様が酸素濃度及び二酸化炭素濃度を計測できることを確認しアウトプットとして<u>中央制御室の機能に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p>(5) チェンジングエリア <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、中央制御室機能仕様及び設備図書をインプットとして、中央制御室へ汚染の持込を防止する詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして<u>中央制御室の機能に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、チェンジングエリアに係る設計を V-1-10-7 の「8. 出入管理設備に関する設計」で実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、V-1-10-7 の「8. 出入管理設備に関する設計」において設計した結果をインプットとして、チェンジングエリアが詳細設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして<u>中央制御室の機能に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p>(6) データ表示装置 (中央制御室待避室) <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、中央制御室機能仕様及び設備図書をインプットとして、炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室待避室に待避した運転員が、中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うことができるデータ表示装置 (<u>中央制御室待避室</u>) に関する詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして<u>中央制御室の機能に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、<u>中央制御室機</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>能仕様及びV-1-10-9 の「2.1 非常用発電装置」において設計した結果をインプットとして、全交流動力電源喪失時においても、常設代替交流電源設備から給電できる設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・設備構成の差異 ・表現上の差異（アウトプットの明記）
		<p>(7) 衛星電話設備（常設）（中央制御室待避室）及び無線連絡設備（常設）（中央制御室待避室） 工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、中央制御室機能仕様及び設備図書をインプットとして、炉心の著しい損傷が発生した場合においても、運転員がとどまるために、中央制御室待避室に避難した運転員が、緊急時対策所と通信連絡できる衛星電話設備（常設）（中央制御室待避室）及び無線連絡設備（常設）（中央制御室待避室）に関する詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、基本設計方針及びV-1-10-9 の「2.1 非常用発電装置」において設計した結果をインプットとして、全交流動力電源喪失時においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・表現上の差異（アウトプットの明記） ・表現上の差異 ・設備構成の差異 ・表現上の差異（アウトプットの明記）
		<p>11.2.5 通信連絡 工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、中央制御室機能仕様をインプットとして、中央制御室から原子炉建屋等の建屋内外各所の人へ連絡するための詳細設計方針及び重大事故等発生時に発電所内外と連絡をするための詳細設計方針を定め、それをアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（アウトプットの明記） ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は通信連絡設備について、通信連絡設備チームが主体で行っている。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、<u>工認プロジェクト (通信連絡設備チーム)</u> が「8. 通信連絡設備に関する設計」において設計した結果をインプットとして、<u>通信連絡設備が</u>詳細設計方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして<u>中央制御室の機能に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・表現上の差異 (11.2.6 を追記したため、レビュー・承認についてはその後に記載)
		<p><u>11.2.6 有毒ガスに対する防護措置に関する設計</u> <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、<u>有毒ガスに対する防護措置に関する設計</u>として、以下の「(1)」～「(3)」に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置の設計について記載)
		<p><u>(1) 有毒ガスに対する防護措置の設定</u> <u>a. 固定源に対する防護措置</u> <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、<u>基本設計方針</u>及び<u>設置変更許可時の設計資料</u>をインプットとして、<u>固定源に対する防護措置を設定し、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p> <p><u>b. 可動源に対する防護措置</u> <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、<u>基本設計方針</u>及び<u>設置変更許可時の設計資料</u>をインプットとして、<u>可動源に対する防護措置を設定し、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置の設計について記載) ・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置の設計について記載)
		<p><u>(2) 有毒ガス影響評価方法の設定</u> <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、<u>有毒ガス濃度の評価方法の設定</u>について、以下の「a.」～「h.」に示すとおり実施した。</p> <p><u>a. 評価事象の選定</u> <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、<u>中央制御室機能仕様</u>及び<u>設置変更許可時の設計資料</u>をインプットとして、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置の設計について記載) ・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置の設計について記載)

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>評価事象の選定に関する方針を定めた。</u></p> <p>b. <u>有毒ガス到達経路の選定</u> <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、中央制御室機能仕様及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、有毒ガス到達経路の選定に関する方針を定めた。</u></p> <p>c. <u>有毒ガス放出率の計算</u> <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、中央制御室機能仕様及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、有毒ガス放出率の計算に関する方針を定めた。</u></p> <p>d. <u>大気拡散の評価</u> <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、中央制御室機能仕様及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、大気拡散計算の評価条件に関する方針を定めた。</u></p> <p>e. <u>有毒ガス濃度評価</u> <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、中央制御室機能仕様及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、有毒ガス濃度評価に関する方針を定めた。</u></p> <p>f. <u>有毒ガス防護のための判断基準値</u> <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、中央制御室機能仕様及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、有毒ガス防護のための判断基準に関する方針を定めた。</u></p> <p>g. <u>有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合</u> <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、中央制御室機能仕様及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合に関する方針を定めた。</u></p> <p>h. <u>有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較</u> <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、中央制御室機能仕様及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較に関する方針を定めた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置の設計について記載） ・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置の設計について記載） ・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置の設計について記載） ・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置の設計について記載） ・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置の設計について記載） ・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置の設計について記載） ・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置の設計について記載）

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>能仕様及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較に関する方針を定めた。</u></p>	
		<p><u>(3) 有毒ガス影響評価の実施</u> <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、「(2)a.」～「(2)h.」で定めた方針をインプットとして、有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、「(1)」～「(3)」をインプットとして、中央制御室の運転員の呼気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして中央制御室の機能に関する設計資料に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置の設計について記載) ・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置の設計について記載)
		<p><u>設備技術グループマネージャ及び放射線管理グループマネージャは、工認プロジェクト (中央制御室チーム、計測制御チーム、放射線管理チーム) が「11.1 中央制御室機能仕様の作成」及び「11.2 中央制御室の機能の設計」で取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (11. 全体を一固まりの設計として、レビュー・承認についてまとめて記載)
		<p><u>11.3 各機器固有の設計</u> <u>11.3.1 耐震評価</u> <u>工認プロジェクト (耐震チーム及び計測制御チーム) は、耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p><u>【要目表】【非常用照明に関する説明書】【中央制御室の機能に関する説明書】【環境測定装置の取付箇所を明示した図面】【環境測定装置の構造図】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は、V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計 1)」及び V-1-10-1 の「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計 (設計 2)」に基づき作成した設計資料について、これが V-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で与えられた要求事項を満たしていることの検証を、原設計者以外の者を実施させ、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム, 計測制御チーム, 中央制御室チーム, 通信連絡設備チーム, 放射線管理チーム, 建築チーム及び品質保証チーム)</u> は, V-1-10-1 の「3.3.3(4) <u>設工認申請書の作成</u>」に基づき, 適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針 (設計 1) 及び適用される技術基準の条項に対応した基本設計方針を用いて実施した詳細設計の結果 (設計 2) <u>並びに工事の方法を設工認</u>として整理することにより, <u>設工認申請書案</u>を作成した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p><u>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャ</u>は, V-1-10-1 の「3.3.3(4)e. <u>設工認申請書案のチェック</u>」に基づき, <u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム, 計測制御チーム, 中央制御室チーム, 通信連絡設備チーム, 放射線管理チーム, 建築チーム及び品質保証チーム)</u> が作成した<u>設工認申請書案</u>について, <u>本社及び発電所の関係箇所のチェック</u>を受けた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p><u>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャ</u>は, V-1-10-1 の「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及びV-1-10-1 の「3.3.3(4)e. <u>設工認申請書案のチェック</u>」が<u>終了した設工認申請書案</u>について, V-1-10-1 の「3.3.3(5) <u>設工認申請書の承認</u>」に基づき, <u>原子力発電保安運営委員会へ付議し, 審議及び確認を得た。原子力発電保安運営委員会での審議, 確認が終了した後, 原子力発電保安委員会に付議し, 審議及び確認を得た。</u></p> <p><u>また, 原子力発電保安委員会の審議及び確認を得た設工認申請書案</u>について, <u>原子力設備管理部長の承認</u>を得た。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・会議体及び手続きの差異
		<p>工事を主管する<u>箇所の長</u>は, V-1-10-1 の「3.4.1 <u>設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計 3)</u>」に基づき, <u>設工認</u>を実現するための具体的な設計を実施し, <u>レビューし, 承認するとともに, 決定した具体的な設計結果を様式-8 の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・表現上の差異 (設計 3 をレビュー・承認することを明確に記載した。)
		<p>工事を主管する<u>箇所の長</u>は, V-1-10-1 の「3.4.2 <u>設備の具体的な設計に基づく工事の実施</u>」に基づき, <u>設工認</u>の対象となる設備の工事を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>工事を主管する<u>箇所</u>の長は、<u>設工認</u>申請時点で継続中の工事及び<u>使用前事業者</u>検査の計画検討時に追加工事が必要となった場合、V-1-10-1 の「3.6 <u>設工認</u>における調達管理の方法」に基づき、供給者から必要な調達を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事工程の差異 ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>調達に当たっては、V-1-10-1 の「3.6.3(1) <u>仕様書</u>の作成」及び様式-8に基づき、必要な調達要求事項を「<u>仕様書</u>」へ明記し、供給者との情報伝達を確実にを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p><u>工事</u>を主管する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1 の「3.5.2 <u>使用前事業者</u>検査の計画」に基づき、<u>設工認</u>の<u>適合性確認</u>対象設備が、<u>認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること</u>、技術基準規則に適合していることを確認するための<u>使用前事業者</u>検査を計画する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p><u>工事</u>を主管する<u>箇所</u>の長は、<u>使用前事業者</u>検査の計画に当たって、V-1-10-1 の「3.5.2(1) <u>使用前事業者</u>検査の方法の決定」に基づき、検査項目及び検査方法を決定し、様式-8の「確認方法」欄へ明記する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・プロセスの差異（柏崎刈羽は、本段階ではレビュー、承認を行わない。）
		<p>検査の取りまとめを主管する<u>箇所</u>の長は、<u>使用前事業者</u>検査を実施するための全体工程をV-1-10-1 の「3.5.3 検査計画の管理」に基づき管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>検査を<u>担当</u>する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1 の「3.5.2(1) <u>使用前事業者</u>検査の方法の決定」で計画した<u>使用前事業者</u>検査を実施するため、V-1-10-1 の「3.5.5(4) <u>使用前事業者</u>検査の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確にした「検査要領書」を作成し、<u>品質管理担当の審査を経て、検査実施責任者がこれを承認し、該当する主任技術者が確認する</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>検査目的</u>」, 「<u>検査対象範囲</u>」, 「<u>検査項目</u>」, 「<u>検査方法</u>」, 「<u>判定基準</u>」, 「<u>検査体制</u>」, 「<u>検査工程</u>」, 「<u>不適合管理</u>」, 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査要領書で明確にする項目の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>「検査手順」, 「検査用計器」, 「検査助勢を請負企業等へ依頼する場合は当該企業の管理に関する事項」, 「検査の記録の管理に関する事項」及び「検査成績書(様式)」</u></p> <p>工事を主管する<u>箇所</u>の長又は検査を<u>担当する箇所</u>の長は、V-1-10-1 の「<u>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</u>」に基づき、<u>使用前事業者</u>検査対象設備を識別する。</p> <p>検査を<u>担当する箇所</u>の長は、V-1-10-1 の「<u>3.5.5(3) 使用前事業者</u>検査の体制」に基づき、<u>使用前事業者</u>検査の体制を構成する。</p> <p>検査員は、V-1-10-1 の「<u>3.5.5 使用前事業者</u>検査の実施」に基づき、「検査要領書」に基づき確立された検査体制の下で<u>使用前事業者</u>検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。</p> <p>報告を受けた検査実施責任者は、<u>検査プロセス</u>が検査要領書に基づき適切に実施されたこと、及び検査結果が判定基準に適合していることを確認し、<u>主任技術者の確認を得た後</u>、検査を<u>担当する箇所</u>の長に<u>検査完了の報告を行う</u>。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・検査プロセスの差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所